（別記様式第１号）

番　　号

年月日

総務大臣　あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金交付申請書

地域経済循環創造事業交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第５条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

１　交付金事業の目的

２　交付申請金額　　　　　　　　　　　　　　千円

３　交付金事業経費総括表

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象経費区分（円） | 備考 |
| 施設整備費 | 機械装置費 | 備品費 | 調査研究費 | 計 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |
| 資金区分（円） |
| 融資額等 | 公費による交付額 | その他 | 計 |
|  | うち地方費 | うち国費（交付金） |
|  |  |  |  |  |  |

（注）　仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額○○○円、うち国費（交付金）○○○円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

４　交付金事業の開始（予定）日　　　　　　年　　月　　日

５　交付金事業の完了予定日　　　 　　　　年　　月　　日

６　交付金事業の実施期間　　　　　　　　　年度から　　　年度まで

（複数年度の場合の添付書類）

別記様式第１号　別紙１　地域経済循環創造事業交付金　交付金申請調書



（別記様式第２号）

番　　号

年月日

総務大臣　あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金交付決定前着手届出

　地域経済循環創造事業交付金について、

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に喪失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担する

２　交付決定を受けた交付金の金額が、交付申請額または交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって意義を申し立てない

３　着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わないことを条件に、下記事業について交付決定を受ける前に事業に着手したいので、届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ・事業名 |  |
| ・事業量 |  |
| ・事業費（千円） |  |
| ・事業実施主体 |  |
| ・着手予定年月日 |  |
| ・完了予定年月日 |  |
| ・交付決定前に事業に着手する理由 |  |

（別記様式第３号）

番　　号

年月日

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名　あて

総務大臣

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金交付決定書

　　　　年　月　日付け　　　第　　号で申請のあった地域経済循環創造事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第８条の規定により通知する。

記

１　交付金事業の目的

２　交付額　　　　　　　　　　　　　　千円

３　交付金事業経費総括表

|  |
| --- |
| 資金区分（円） |
| 融資額等 | 公費による交付額 | その他 | 計 |
|  | うち地方費 | うち国費（交付金） |
|  |  |  |  |  |  |

（注１）　公費による交付額は上記の額を上限とする。

（注２）　交付対象経費の区分ごとに配分された額は、交付金交付申請書記載のとおりとする。

（注３）　交付要綱の定めるところにより、交付対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき又は資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき等は、計画変更承認申請を要するので、留意すること。

（別記様式第４号）

番　　号

年月日

総務大臣　あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金申請取下書

　　年　月　日付け　　第　　号で交付の申請を行った地域経済循環創造事業交付金について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第９条の規定により、下記のとおり申請する。

記

１　申請を行った年月日

 　　 　　年　　月　　日

２　申請を取り下げる事由

注）　地域経済循環創造事業交付金交付決定書（別記様式第３号）の写しを添付すること。

（別記様式第５号）

番　　号

年月日

総務大臣　あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金遂行状況報告書

　年　月　日付け　　第　　号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１２条の規定により、　　　年　月　日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

（別記様式第６号）

番　　号

年月日

総務大臣　あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金事業変更申請書

　　年　月　日付け　　第　　号で交付の申請を行った地域経済循環創造事業交付金について、その申請を変更したく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１０条の規定により、別紙のとおり申請する。

（別記様式第７号）

番　　号

年月日

総務大臣　あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金実績報告書

　　　　年　月　日付け　　第　　号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金の交付

完　　　　　了

会計年度が終了

金事業について、　　　　　　　　　　　　　　　　　したので、補助金等に係る予算の執行の適正

化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１４条の規定により、下記のとおり報告する。

記

１　交付金事業の名称

２　交付金事業の交付金実績額　　　　　　　　　　　　　　千円

|  |  |
| --- | --- |
| 交付金事業者の名称 |  |
| 着手日 |  |
| 完了日 |  |

３　交付金事業の実施状況

４　交付金事業経費総括表

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象経費区分（円） | 備考 |
| 施設整備費 | 機械装置費 | 備品費 | 調査研究費 | 計 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |
| 資金区分（円） |
| 融資額等 | 公費による交付額 | その他 | 計 |
|  | うち地方費 | うち国費（交付金） |
|  |  |  |  |  |  |

（注１）　仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額○○○円、うち国費（交付金）○○○円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（注２）　以下の書類を添付すること。

１　地域経済循環創造事業交付金事業報告書

２　地域経済循環創造事業交付金対象経費整理表

３　地方公共団体から交付金事業者への支払が分かるもの（支出命令書等）の写し（交付金事業の請求書・同領収書については、原本を交付金事業者、写しを地方公共団体で保管すること）

４　金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し

５　事業の成果がわかるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）

６　別記様式第７号　別紙１　地域経済循環創造事業交付金　交付金実績調書（複数年度の場合のみ）





（別記様式第８号）

取得財産等管理台帳

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取　得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 備考 |
|  |  |  |  |  円 |  円 |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第２２条第２項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

３．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（別記様式第９号）

取得財産等管理明細表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取　得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 備考 |
|  |  |  |  |  円 |  円 |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第２２条第２項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

３．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（別記様式第１０号）

番　　号

年月日

総務大臣　あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　　　　年　月　日付け　　第　　号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金について、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第１５条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　交付金額（交付要綱第１６条第１項による額の確定額）　　　　　　　　　　　　　円

２　交付金の確定時における消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に

係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額　（３－２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

注）　別紙として積算の内訳を添付すること。

（別記様式第１１号）

番　　号

年月日

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名　あて

　総務大臣

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金交付額確定通知書

　年　月　日付け　　第　　号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金の交付金事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の規定により、金　　　　　円に確定したので通知する。

（別記様式第１２号）

番　　号

年月日

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名　あて

　総務大臣

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金返還命令通知書

　年　月　日付け　　第　　号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金の交付金事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１８条第　項の規定により、金　　　　　円の返還を命じる。

　なお、返還の期限は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成２５年２月２７日付け総行政第２９号）第　条第　項の規定に基づき、本通知の日から２０日以内とする。

（別記様式第１３号）

番　　号

年月日

総務大臣　あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金精算払（概算払）請求書

　　　　年　月　日付け　　第　　号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金について、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第１７条の規定に基づき、下記のとおり精算払（概算払）を請求する。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  請求額 （千円） |  |
|  |

（別記様式第１４号）

番　　号

年月日

総務大臣　あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金事業化収益状況報告書

　年　月　日付け　　第　　号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金について、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第２３条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付金確定額（国費分） | 交付金事業に係る本年度収益額 | 控除額 | 本年度までの交付金事業に係る支出額 | 基準納付額 | 前年度までの交付金事業に係る国への累積納付額 | 本年度納付額 | 備考 |
| (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）

１　　「交付金事業に係る本年度収益額：（Ｂ）」とは、交付金事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。

なお、（Ｂ）が０又はマイナスの場合には、（Ｃ）、（Ｄ）、（Ｅ）、（Ｇ）の項目については、記載しないこと。

２　　「控除額：Ｃ」とは、交付金事業に要した経費のうち、交付金事業者が自己負担によって支出した額（交付金事業に要した経費－公費による交付額〔国及び地方公共団体からの交付金交付額〕）をいう。

なお、交付金事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から交付金事業年度終了より前年度までの交付金事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの交付金事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は０とする。

３　　「本年度までの交付金事業に係る支出額：Ｄ」とは、交付金事業に要した経費及び交付金事業年度終了以降に追加的に要した交付金事業に係る経費の合計額をいう。

４　　「基準納付額：Ｅ」とは「交付金事業に係る本年度収益額：Ｂ」から「控除額：Ｃ」を差し引いた額に、「交付金確定額：Ａ」を乗じ、「本年度までの交付金事業に係る支出額：Ｄ」で除した額をいう。（Ｅ＝（Ｂ－Ｃ）Ａ／Ｄ）

５　　「前年度までの交付金事業に係る国への累積納付額：Ｆ」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

６　　「本年度納付額：Ｇ」とは、「基準納付額：Ｅ」と「累積納付額：Ｆ」の合計額が「交付金確定額：Ａ」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：Ｅ」と「累積納付額：Ｆ」の合計額が「交付金確定額：Ａ」を超える場合には、「交付金確定額：Ａ」から「累積納付額：Ｆ」を差し引いた残額が本年度納付額となる。（Ａ＞Ｅ＋ＦならばＧ＝Ｅ 、Ａ≦Ｅ＋ＦならばＧ＝Ａ－Ｆ）

７　　（Ｂ）交付金事業に係る本年度の収益額の計算根拠が確認できる資料を添付すること。

８　　交付要綱第２３条第３項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付すること。

（別記様式第１５号）

番　　号

年月日

　総務大臣　あて

　地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

（公印省略）

地域経済循環創造事業交付金財産処分承認申請書

　標記について、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第２２条の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請する。

１　地方公共団体及び交付金事業の名称

２　交付金事業者の名称・所在地・代表者氏名

３　総事業費

４　交付対象経費

５　処分する施設・設備の名称

６　処分内容

７　処分する理由

１　　処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。

２　　処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。